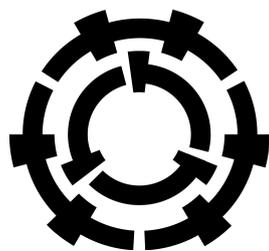


三 郷 市 議 会 議 案



令和 8 年 3 月 三 郷 市 議 会 定 例 会

議 案 目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第 3 号	製造請負変更契約の締結について	5
議案第 4 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	6
議案第 5 号	市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	18
議案第 6 号	みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定について	21
議案第 7 号	三郷市都市計画税条例の一部改正について	31
議案第 8 号	三郷市国民健康保険税条例の一部改正について	33
議案第 9 号	三郷市介護保険条例の一部改正について	45
議案第 10 号	三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正について	51
議案第 11 号	三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	53
議案第 12 号	三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	59
議案第 13 号	三郷市下水道条例の一部改正について	62
議案第 14 号	三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	64
議案第 15 号	三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部改正について	66
議案第 16 号	三郷市水道事業給水条例の一部改正について	68
議案第 17 号	三郷市火災予防条例の一部改正について	70
議案第 18 号	三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部改正について	73
議案第 19 号	令和 7 年度三郷市一般会計補正予算（第 6 号）	75
議案第 20 号	令和 7 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	76
議案第 21 号	令和 8 年度三郷市一般会計予算	77
議案第 22 号	令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計予算	78
議案第 23 号	令和 8 年度三郷市介護保険特別会計予算	79
議案第 24 号	令和 8 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算	80
議案第 25 号	令和 8 年度三郷市上水道事業特別会計予算	81
議案第 26 号	令和 8 年度三郷市公共下水道事業特別会計予算	82
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	83

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

物価高の影響が長期化する中で、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を支給するため、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第**10**号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第4号）

令和 7 年12月**19**日

三郷市長 木 津 雅 晟



議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

令和8年2月8日に執行された衆議院議員総選挙に係る事務経費に充てるため、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第 1 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第5号）

令和 8 年 1 月 19 日

三郷市長 木 津 雅 晟



議案第 3 号

製造請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- 1 件 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負
- 2 納入場所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 納入期限 変更前 令和8年6月19日
変更後 令和8年10月30日
- 4 契約金額 459,800,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 小林 統

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

一般職の国家公務員の俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数との権衡を考慮し、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等をしたいため、この案を提出するものである。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

	改正後（新）	改正前（旧）
	(通勤手当)	(通勤手当)
第9条の4 [略]		第9条の4 [略]
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) [略]		(1) [略]
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）		(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
ア・イ [略]		ア・イ [略]
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>

シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 38,700円

(3) [略]

3～9 [略]
(期末手当)

第17条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 [略]
(勤勉手当)

第18条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 31,600円

(3) [略]

3～9 [略]
(期末手当)

第17条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]
(勤勉手当)

第18条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	394,800	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	397,100	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	399,200	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	401,200	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	403,200	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	405,500	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	407,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	409,900	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	412,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	414,400	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	416,600	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	418,900	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	420,700	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	422,600	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	424,500	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	426,300	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	428,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	429,900	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	431,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	433,500	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	435,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	436,600	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	438,100	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	439,600	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	441,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	442,400	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	443,700	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	444,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	446,100	

30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	447,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	448,700
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	449,900
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	451,100
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	451,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	452,700
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	453,500
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	454,100
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	454,700
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	455,300
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	455,900
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	456,600
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	457,400
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	457,800
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	458,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	459,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	459,400
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	459,800
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	460,200
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	460,600
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	460,900
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	461,200
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	461,500
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	461,800
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	462,100
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	462,400
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	462,700
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	463,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	

64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,100				
87	266,500	306,100	356,100	397,700				
88	266,800	306,400	356,500	398,300				
89	267,100	306,700	356,700	399,000				
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上<u>6.5キロメートル未満</u>である職員 38,700円</p> <p>セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 <u>42,200円</u></p> <p>ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 <u>45,700円</u></p> <p>タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 <u>49,200円</u></p> <p>チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 <u>52,700円</u></p> <p>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 <u>56,200円</u></p> <p>テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 <u>59,600円</u></p> <p>ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 <u>63,000円</u></p> <p>ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 <u>66,400円</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p>	

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 [略]

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

10 [略]
（期末手当）

第17条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 [略]
（勤勉手当）

第18条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 [略]

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

9 [略]
（期末手当）

第17条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 [略]
（勤勉手当）

第18条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)		改正前(旧)																																													
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>405,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>200,300円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>227,800円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>269,500円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>290,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3～5 [略]</p>		号給	給料月額(円)	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	職務の級	給料月額(円)	1級	200,300円	2級	227,800円	3級	269,500円	4級	290,100円	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>219,500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>279,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3～5 [略]</p>		号給	給料月額(円)	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	職務の級	給料月額(円)	1級	192,000円	2級	219,500円	3級	260,000円	4級	279,700円
号給	給料月額(円)																																														
1	405,000円																																														
2	455,000円																																														
3	508,000円																																														
4	574,000円																																														
5	655,000円																																														
職務の級	給料月額(円)																																														
1級	200,300円																																														
2級	227,800円																																														
3級	269,500円																																														
4級	290,100円																																														
号給	給料月額(円)																																														
1	392,000円																																														
2	440,000円																																														
3	492,000円																																														
4	555,000円																																														
5	634,000円																																														
職務の級	給料月額(円)																																														
1級	192,000円																																														
2級	219,500円																																														
3級	260,000円																																														
4級	279,700円																																														

(三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>(報酬の基本額の特例)</p> <p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号職員であつて規則で定める者に対する報酬の基本額は、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、月額278,000円又は月額20,200円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(給料の特例)</p> <p>第6条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第2号職員であつて規則で定める者に対する給料の額は、前条第2項の規定にかかわらず、月額383,500円を超えない範囲内において規則で定める。</p>	<p>(報酬の基本額の特例)</p> <p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号職員であつて規則で定める者に対する報酬の基本額は、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、月額269,600円又は月額19,600円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(給料の特例)</p> <p>第6条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第2号職員であつて規則で定める者に対する給料の額は、前条第2項の規定にかかわらず、月額371,900円を超えない範囲内において規則で定める。</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第4条の規定並びに次条及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び第3条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の4第2項第2号及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。
- 3 第4条の規定による改正後の三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員への準用)

第3条 前条の規定は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬等の支給について準用する。

議案第 5 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

一般職の職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定との権衡を考慮し、市長及び副市長並びに教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改定したいので、この案を提出するものである。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(期末手当) 第5条 [略]	(期末手当) 第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(期末手当) 第5条 [略]	(期末手当) 第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]

(三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(期末手当) 第5条 [略]	(期末手当) 第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡し	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡し

<p>た日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の23.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>	<p>た日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の23.0を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>
---	---

第4条 三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の23.2.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の23.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第3条の規定並びに次条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び第4条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「新市長等給与等条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「新教育長給与等条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 新市長等給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新市長等給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

2 新教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 号

みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定について

みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

市民の防災及び減災に関する知識の普及及び意識の向上に資するとともに災害に強いまちづくりに寄与し、また、地域コミュニティの連携強化・推進を図るための市民交流に資する施設として「みんなの防災プラザみさと」を設置したいので、この案を提出するものである。

(別紙)

みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民の防災及び減災に関する知識の普及及び意識の向上に資するとともに、災害に強いまちづくりに寄与し、また、地域コミュニティの連携強化・推進を図るための市民交流に資する施設として、みんなの防災プラザみさと（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みんなの防災プラザみさと
- (2) 位置 三郷市鷹野三丁目521番地

(施設)

第3条 プラザに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 防災展示コーナー
- (2) レクチャールーム
- (3) 防災ガイダンスルーム
- (4) 減災学習ルーム
- (5) 火災体験コーナー
- (6) 防災VR体験ルーム
- (7) 防災コミュニケーションコーナー
- (8) 救助訓練学習ルーム
- (9) 会議室
- (10) コミュニティホール
- (11) 調理室
- (12) 和室
- (13) ラウンジ

(業務)

第4条 プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 防災及び減災に関する知識の普及及び意識の向上に資する自主的事業に関する業務
- (2) 地域コミュニティの連携強化・推進を図るための市民交流に資する自

主的事業に関する業務

(3) 前条各号に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用及び管理に関する業務

(4) その他プラザの設置目的を達成するために必要な業務

（職員）

第5条 市長は、プラザに前条に定める業務を実施する所長その他必要な職員を置く。

（休館日）

第6条 プラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月4日までの日及び12月28日から同月31日までの日

2 市長は、特に必要と認めたときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第7条 プラザの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第3条第1号から第8号までに掲げる施設の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず利用時間を変更することができる。

（利用許可）

第8条 次に掲げる施設（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。利用許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) レクチャールーム

(2) 防災ガイダンスルーム

(3) 減災学習ルーム

(4) 火災体験コーナー

(5) 防災VR体験ルーム

- (6) 救助訓練学習ルーム
- (7) 会議室
- (8) コミュニティホール
- (9) 調理室
- (10) 和室

2 市長は、利用許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 市長は、利用許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として利用しようとするとき。
- (4) プラザの管理上支障があるとき。
- (5) その他プラザの設置の目的に反するとき。

(利用期間)

第10条 許可施設を連続して利用することができる期間は、6日とする。
ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

第11条 許可施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、利用者は附属設備を利用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 市が主催する事業で利用する場合
- (2) 第19条第1項の規定により市長が指定したプラザの管理を行うものが利用する場合
- (3) 市長が特に必要があると認めた場合

(使用料の還付等)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により、許可施設を利用できなくなったとき。

(2) 利用者が規則で定める期限までに利用許可の取消しを申し出たとき。

(3) プラザの管理上特に必要があるため、市長が利用許可を取り消したとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、使用料を徴収していないときは、当該使用料は、徴収しない。

3 前項の場合において、第1項第2号に該当するときは、規則で定めるところにより、取消料を納付しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、許可施設を許可された目的以外で利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 市長は、プラザの管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(入館の禁止)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物品又は動物等を携行する者

(4) 規則に定める遵守事項を守らない者

(原状回復)

第17条 施設等を利用した者は、その利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 施設等を利用した者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、プラザの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) その他市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第5条から第10条まで、第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第20条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) プラザの設置目的を効果的に達成し、効率的な指定管理業務を行うことができること。

(2) プラザの平等な利用を確保することができること。

(3) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にプラザの指定管理業務を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第21条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にプラザの指定管理業務を行うこと。

(2) プラザの維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第20条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第21条第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者によるプラザの現状変更等)

第24条 指定管理者は、プラザについての改修その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による利用許可のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

みんなの防災プラザみさと 基本使用料

時間 区分	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～ 午後9時
会議室AB (107㎡)	1,500円	1,700円	2,000円	4,800円
会議室A (62㎡)	900円	1,000円	1,200円	2,800円
会議室B (45㎡)	600円	700円	800円	2,000円
会議室C (35㎡)	500円	600円	700円	1,500円
コミュニティ ホールAB (262㎡)	3,600円	4,200円	4,800円	11,800円
コミュニティ ホールA (170㎡)	2,200円	2,700円	3,100円	7,700円
コミュニティ ホールB (舞台付・92㎡)	1,400円	1,500円	1,700円	4,100円
調理室 (61㎡)	1,600円	2,100円	2,800円	6,000円
和室(大) (42㎡)	1,000円	1,600円	2,300円	4,000円
和室AB (32㎡)	800円	1,200円	1,800円	3,200円
和室A (16㎡)	400円	600円	900円	1,600円
和室B (16㎡)	400円	600円	900円	1,600円

備考

- 1 許可施設のうち、第8条第1号から第6号までに掲げるものの使用料は、無料とする。

- 2 三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市及び松伏町に住所等を有する個人及び法人その他の団体並びにこれらの市町に通勤し、又は通学している者以外が利用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 利用時間の延長を許可した場合の1時間当たりの使用料は、基本使用料の100分の30に該当する額とし、1時間未満は1時間として計算する。ただし、午前から午後又は午後から夜間にわたって利用する場合の中間時間の使用料は、徴収しない。
- 4 使用料の算出に当たり10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

議案第 7 号

三郷市都市計画税条例の一部改正について

三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

本市の将来を見据えたまちづくりを着実に推進するため、都市計画税の税率を改定したいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例

三郷市都市計画税条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(税率) 第3条 都市計画税の税率は、<u>100分の0.3</u>とする。 附則 (税率の特例) <u>21 第3条の規定にかかわらず、令和9年度以降の各年度分の都市計画税の税率は、100分の0.2とする。</u> 附則 (施行期日) 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の三郷市都市計画税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について、なお従前の例による。</p>	<p>(税率) 第3条 都市計画税の税率は、<u>100分の0.15</u>とする。 附則</p>

議案第 8 号

三郷市国民健康保険税条例の一部改正について

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額について規定を整備するとともに、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、この案を提出するものである。

三郷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三郷市国民健康保険条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世</p>

帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が2.6万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、2.6万円とする。

4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援助納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第7条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の8.2を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について41,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について15,600円とする。

帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が2.4万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、2.4万円とする。

4 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の7.2を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について32,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,700円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に1.0.0分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1.762円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について152円とする。

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.4万円を超える場合には、2.4万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に

係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 29,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,870円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,920円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,234円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 22,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,120円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,590円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,800円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 881円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,820円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,120円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 353円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,850円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,320円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,740円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 240円
 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10, 400円
 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16, 640円
 エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 20, 800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 115円
 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 525円
 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 640円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7, 050円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 264円
 イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 441円
 ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 705円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 881円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 920円
 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 200円
 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13, 120円
 エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 16, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 740円
 イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 900円
 ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 640円
 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 800円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に

物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の三郷市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税の規定は、なお従前の例による。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額」とする。

議案第 9 号

三郷市介護保険条例の一部改正について

三郷市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

令和 7 年度税制改正に基づく令和 8 年度介護保険料率算定の特例を定めた
いので、この案を提出するものである。

三郷市介護保険条例の一部を改正する条例

三郷市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>附 則</u></p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p>第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とす</p>	<p>附 則</p>

る。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地

方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定については、第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年度の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年度の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が5万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、31万5千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、31万5千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、31万5千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかにも該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正について

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」を導入し、重度心身障害者医療費助成のオンライン資格確認を可能とするための条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（受給資格等の確認）</u> 第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であること<u>の確認を受ける</u>とともに、<u>受給者証の提示その他規則で定める方法により受給者であることの確認を受けなければならない。</u></p>	<p><u>（受給者証の提示）</u> 第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であること<u>の確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）				
<p>(利用乳幼児及び職員)の健康診断</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="730 1137 922 2042"> <tr> <td data-bbox="730 1594 810 2042">児童相談所等における乳幼児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="730 1137 810 1594">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1594 922 2042">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="810 1137 922 1594">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳幼児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、乳幼児又は幼児が児童相談所等において利用開始前の健康診断を行った場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときには、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、当該乳幼児又は幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳幼児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
<p>3・4 [略]</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(利用乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>(1) <u>利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(利用乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</u></p> <p>(3) <u>利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</u></p> <p>(4) [略]</p>				

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。

(6)・(7) [略]
(職員)

第23条 [略]

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) [略]

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならぬ。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(5) 同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。

(6)・(7) [略]
(職員)

第23条 [略]

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 利用乳幼児の保育に専念できる者

(2) [略]

3 家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならぬ。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～オ [略]

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク [略]

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(職員)

第34条 [略]

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2)・(3) [略]

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) [略]

(1)～(6) [略]

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～オ [略]

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク [略]

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(職員)

第34条 [略]

2 家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児又は幼児に対する保育

(2)・(3) [略]

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児又は幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児又は幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児又は幼児に対する保育

(5) [略]

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育すること
ができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対
する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応
じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじ
め、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をい
う。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携
施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6
条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をい
う。）の数を踏まえて市が定める乳幼児の数以上の定員枠を設けなければ
ならない。

[略]

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下こ
の条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」とい
う。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の
設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室
等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであるこ
と。

ア～オ [略]

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転
落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク [略]

(電磁的記録)

第49条 地域型保育事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類
するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育すること
ができる利用乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳児又は幼
児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳児又は幼児の障がい、疾病
等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよ
う、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児
入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪
問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6
条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をい
う。）の数を踏まえて市が定める乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けな
ければならない。

[略]

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下こ
の条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」とい
う。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の
設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室
等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであるこ
と。

ア～オ [略]

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳
児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク [略]

(電磁的記録)

第49条 地域型保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに
類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄

抄本、正本、副本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第12号

三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略] (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略] (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用に当たった</u>の留意事項 (8)～(11) [略] (秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 [略] (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 [略] 2 [略]</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略] (虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略] (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項 (8)～(11) [略] (秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 [略] (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 [略] 2 [略]</p>

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。))の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、図形等人の知覚によって認識されるもの)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、図形等人の知覚によって認識されるもの)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第13号

三郷市下水道条例の一部改正について

三郷市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備等の新設等の工事の円滑な実施を確保したいため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市下水道条例の一部を改正する条例

三郷市下水道条例（昭和57年条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(排水設備指定下水道工事店の指定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長又は管理</u> <u>理者（他の地方公共団体において、地方公営企業法（昭和27年法律第</u> <u>292号）第7条の規定により置かれる管理者をいう。）の指定を受け</u> <u>た者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者</u> <u>が行う工事</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(占有)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 市は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次 に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する</u> <u>地方公営企業以外の事業に係る占有物件</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(排水設備指定下水道工事店の指定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(占有)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 市は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次 に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292</u> <u>号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(三郷市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三郷市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(三郷市監査委員条例の一部改正)

第3条 三郷市監査委員条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(請求又は要求による監査) 第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、10日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第15号

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請
手数料等の徴収に関する条例の一部改正について

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等
の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正により、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）			
別表（第2条関係） 建築基準法に係る申請手数料				別表（第2条関係） 建築基準法に係る申請手数料			
事務の種別		手数料の名称	手数料の金額	事務の種別		手数料の名称	手数料の金額
24 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の1第11項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		[略]	[略]	24 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の1第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		[略]	[略]
25 建築基準法施行令第137条の1第2項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		[略]	[略]	25 建築基準法施行令第137条の1第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		[略]	[略]
[略]				[略]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

三郷市水道事業給水条例の一部改正について

三郷市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置の新設等の工事の適正な実施を確保したいため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三郷市水道事業給水条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(新設等の設計及び工事) 第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の新設等の設計及び工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(新設等の設計及び工事) 第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

三郷市火災予防条例の一部改正について

三郷市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市火災予防条例の一部を改正する条例

三郷市火災予防条例（昭和36年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備の位置、構造及び管理の</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備の位置、構造及び管理の基準につ</u></p>

<p>基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) [略] 2 [略] （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) [略] (6)の2 <u>簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。） (7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) [略]</p>	<p>いては、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) [略] 2 [略] （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) [略] (7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第18号

三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部改正について

三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

幸房小学校第2児童クラブの増築に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

三郷市児童クラブ設置及び管理条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）	
(名称及び位置)			
第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
三郷市立幸房小学校児童クラブ	三郷市中央五丁目15番地19	三郷市立幸房小学校児童クラブ	三郷市茂田井88番地
[略]	[略]	三郷市立幸房小学校第2児童クラブ	三郷市中央五丁目15番地19

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第20号

令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第21号

令和8年度三郷市一般会計予算

令和8年度三郷市一般会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第 22 号

令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第23号

令和8年度三郷市介護保険特別会計予算

令和8年度三郷市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第24号

令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第25号

令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算

令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第26号

令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算

令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

三郷市長 木津雅晟

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所 ****

氏 名 白 石 匡 子

生年月日 ****

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

人権擁護委員白石匡子氏の任期は、令和8年6月30日で満了となるため、同人を推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

